

## 可児市農業委員会第7回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年7月6日(月)午後1時30分から2時40分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡邊 義信、書記 山本 尚美
議案	第39号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第40号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第41号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第42号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第43号 土地現況確認書(非農地)の証明について 第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議長 事務局	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局から議案書の地目についてと農地法第4条及び第5条における転用目的の表記について説明します。 それでは、まず、議案書における地目について説明します。 地目の登記簿欄は、法務局の土地登記簿から記載されており、地目の現況欄は、税務課の課税台帳から記載されています。 今回、議案に現況が宅地と記載されているのは、現在は農地であるが、以前、農機具小屋か鶏小屋などの建物が建っており、その時に現況課税され、建物を壊してなくなってもそのままの地目としてあるものと思われます。 審議については、委員が現地確認で確認された現状について判断、審議していただくことでよろしくお願いします。 次に転用目的の表記について説明します。 先日の現地確認において、議案書の転用目的が一般個人住宅と書かれてあり、転用理由には駐車場として利用と書かれてある。現地確認すると面積が小さく明らかに住宅建築が困難な状況であるので、転用目的を駐車場に変えることができないのかとのご意見がありました。 事務局としては、農地台帳システムから議案書を作成することになっており、転用目

的の欄は決まった用途区分の簡潔な表現にしており、限られた表現をしています。

よって、転用目的の欄の一般個人住宅には、一般個人の住宅建築の外、庭や駐車場、車庫、倉庫、家庭菜園などそれだけのもも含めておりますので、ご理解・ご協力の程、今後ともよろしく申し上げます。

なお、この件については、議案書の転用理由や農地転用等申請説明資料を参照していただければ、幸いと存じます。以上です。

議長 平成 27 年第 7 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は 19 名と定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 7 回可児市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、8 番菱川幸夫委員、9 番杉本隆久委員の両名を指名します。

議長 日程第 2、議案 39 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 39 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権の移転 2 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の広見の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字渡辺、地目は田で、面積は 125 m<sup>2</sup>、近隣商業地域における農地です。

譲受人は、申請地に隣接して居住しており、耕作上の利便性も高く、申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっております。譲受後の耕作面積は 3,361 m<sup>2</sup>となります。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の室原の方と譲受人の室原の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字森下、地目は畑で、面積は 112 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地です。

譲受人は、申請地に隣接して居住しており、耕作上の利便性も高く、申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっております。譲受後の耕作面積は 5,483.8 m<sup>2</sup>となります。

この案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から発言をお願いします。受付番号 1 広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号 1 について、5 番可児が報告します。

譲渡人は少し離れた所に引っ越されており、隣に居住している譲受人から、申請地を譲り受けたいという話があったため譲渡するもので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 室原をお願いします。

生田委員 受付番号2について、2番生田が報告します。  
申請地の西側は譲受人の住宅です。  
議案では登記簿は畑、現況は宅地とありますが、現在は畑でかぼちゃが作ってあります。宅地ということは、以前、そこに建物があつたかどうかは記憶にありませんが、確認したところでは畑になっています。

議 長 いずれにしても、譲受人の方は地続きになるということで、問題ないと思います。  
ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 税務課の評価は宅地、農業委員さんの説明では畑として利用しているということですので、税務課で現況を畑に替えてもらわないといけないと思いますが、その辺は農業委員会として買われる方に指導すべきだと思いますが、これは届だけでよろしいですか。

事 務 局 ご本人が現況が畑ということで届を出していただくことで、現況は替わると思いますが、課税の状況を反映しておりますので、替わるかと思えます。

大澤委員 替わるということですので、宅地と畑では非常に税金が違いますので、担当された農業委員さんからぜひご指導していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

議 長 事務局、よろしくをお願いします。

大澤委員 担当の委員さんから指導してもらったほうがいいと思えます。

議 長 農業委員さんからということですか。わかりました。  
他に、ご意見はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】  
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第2、議案第39号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】  
異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第40号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第40号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は2件の申請があります。  
受付番号1の案件は、申請人の今渡の方が共同住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。  
土地の概要は、今渡字住吉浦、地目は田、面積は1,017㎡。申請地の東側は宅地、西側は宅地と畑、南側は土地改良排水路、北側は道路となっており、準工業地域内の農地です。  
転用事由としまして、2棟10戸の共同住宅を建築する目的として利用するもので、許可後12ヶ月間の工事計画としての申請です。  
農地転用許可区分は、準工業地域内であることから第3種農地と判断されます。  
一般基準判定につきましては、雨水排水は南側の土地改良排水路へ放流、なお、雨水排水欄の前面道路側溝を土地改良排水路に訂正願います。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号2の案件は、申請人の今渡の方が車庫・庭及び家庭菜園敷地として転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字中鳴子、地目は田、面積は493㎡。申請地の東側と南側は水路、西側は道路、北側は宅地となっており、第1種住居地域内の農地です。

転用事由としまして、申請者の自宅は、近接地約100mにあり、申請者の車庫及び植栽庭園・家庭菜園地として利用するもので、許可後1ヶ月の計画としての申請です。

なお、農地法の許可を受けずに簡易車庫及び庭として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域内であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側の南西に流れる水路へ放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1、2今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号1、2について、8番菱川が報告します。

受付番号1について、現在は田で田植えがしてありましたが、2棟10戸の共同住宅を建てるという申請で、上水道は前面道路から、下水道は公共下水、雨水は前面の土地改良排水路ということで、問題ないと思います。

受付番号2について、庭と車庫ができており、始末書が添付されております。随分前から庭になっていたように見受けられますが、それを是正するという形で申請がでており、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第40号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第4、議案第41号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第41号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転6件、使用貸借権の設定3件、賃貸借権の設定1件、合計10件の申請があります。

受付番号1の案件は、賃貸人の広見の方と賃借人の愛知県半田市の法人との間における賃貸借権の設定で、電気通信事業店舗を拡張する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字宮前、地目は畑で、面積は 439 m<sup>2</sup>。第 1 種及び第 2 種住居地域内で、申請地の東側は宅地、西側は転用許可済賃借人の借地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後 1 年間の計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人は、申請地の隣接地と一体利用して既存の店舗を拡大するため、店舗を改築して駐車場を増設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種及び第 2 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、貸付人の広見の方と借受人の広見の方外 1 名との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字木ノ元、地目は田、面積は 289 m<sup>2</sup>。農振地域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸付人の畑、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の娘夫婦である借受人達の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が隣接しており、農地の一団が 10ha 未満となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自己用 U 字溝設置放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の羽崎の方と譲受人の羽崎の方との間における売買による所有権の移転で、申請地の隣地に居住する譲受人が物置・庭敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字道北、地目は畑で、面積は 155 m<sup>2</sup>。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側と北側は譲受人の宅地、南側は道路となっており、許可後平成 28 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地西側に隣接して居住している譲受人の住宅用物置及び庭敷地とする計画であります。

農地転用許可区分は、住宅が隣接しており、農地の一団が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の久々利の方と譲受人の恵那市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建売分譲住宅を販売する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字六反田、地目は畑で、面積は 242 m<sup>2</sup>。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側と南側は道路、北側は田となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、市内で宅地建物取引業を営んでおり、申請地を取

得し建売分譲住宅を販売する計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所平牧連絡所まで 260m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 5 の案件は、貸付人の二野の方と借受人の名古屋市西区の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字井ノ口、地目は畑、面積は 131 m<sup>2</sup>。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路と畑、西側と北側は貸付人の宅地、南側は宅地となっており、許可後平成 28 年 5 月 1 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する宅地を一体利用して、借受人（貸渡人の子）の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、農地の一団が 10ha 以上の区域内にある農地となっていることから、立地基準判定は第 1 種農地と判断され不許可となってしまいますが、周辺住民の日常生活・業務上必要な施設、集落接続で設置の第 1 種農地の不許可の例外の許可基準に該当するものと判断され、許可できるものと思われま。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は既存設備に接続し東側の水路へ放流、上下水道は貸付人の設備に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 6 の案件は、譲渡人の犬山市の方と譲受人の愛媛県四国中央市の法人との間における売買による所有権の移転で、紙パルプ工業工場の従業員の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は畑で、面積は 417 m<sup>2</sup>。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と北側は畑、西側は道路、南側は鉄道敷地となっており、許可後平成 27 年 9 月 1 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地南の譲受人工場の従業員駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 7 の案件は、譲渡人の東帷子の方と譲受人の小牧市の方との間における売買による所有権の移転で、太陽光発電施設敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字西田外 1 筆、地目は畑で、合計面積は 394.03 m<sup>2</sup>。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は山林、西側は山林と宅地、南側は山林、原野と宅地、北側は山林と畑となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する山林及び原野を一体利用して、太陽光発電設備 49.5kw を設置する計画であります。

農地転用許可区分は、住宅団地に隣接しており、農地の一団が 10ha 未満であること

から、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑で、面積は23㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と譲受人の宅地、西側と南側は宅地、北側は道路となっており、許可後平成27年9月1日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側隣接の譲受人の住宅用の駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝及び自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号9の案件は、貸付人の下恵土の方と借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が駐車場・庭敷地とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字針田、地目は畑、面積は84㎡。準工業地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路、南側は貸付人の宅地、北側は貸付人の宅地となっており、許可後平成28年1月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、北側隣接の宅地の一体利用地として、借受人（貸渡人の孫の夫）の個人住宅敷地とする計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに埋め立てており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号10の案件は、譲渡人の今渡の方外1名と譲受人の下呂市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上之畑外3筆、地目はすべて畑で、面積は合計2,074.43㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は宅地と道路、南側は宅地と道路、北側は宅地と譲渡人の畑となっており、許可後12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は8区画の住宅造成を行い、分譲住宅を販売する計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

- いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1中恵土お願いします。
- 山田委員 受付番号1について、7番山田が報告します。  
申請地の南に市道があり、市道沿いに側溝がありまして、農業用水への影響はないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2広見お願いします。  
可児(隆)委員 受付番号2について、5番可児が報告します。  
家と家の中に田があり、田としてずっと耕作されていない状態で、家を建てられるということで、問題ないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3羽崎お願いします。  
奥村(武)委員 受付番号3について、1番奥村が報告します。  
隣接地を買われるということで、現在は野菜が作ってありますが、一般基準については、問題ないと思います。  
受付番号4もよろしいですか。
- 議 長 お願いします。  
奥村(武)委員 受付番号4について、現在は3棟すでに分譲ということで建物が建っており、その隣が農地になっていましたので、後々分譲して売るということで、問題はないと思います。
- 議 長 受付番号5二野お願いします。  
奥村(武)委員 受付番号5について、農地の部分は替地らしいですが、現在は野菜を作ってみえます。1種ですが、先ほど説明があったように例外規定ということで、ほかの基準については、問題ないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6土田お願いします。  
井藤委員 受付番号6について、10番井藤が報告します。  
駐車場として利用するというので、上下水道は接続不要、雨水排水は道路側溝へ排水される予定ということで、隣地同意書が添付されており、問題ないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7東帷子お願いします。  
勝野委員 受付番号7について、16番勝野が報告します。  
隣接する山林を一体利用して、太陽光発電設備を設置したいということで、農地転用に必要な条件ではありますが、雨水は自然浸透、隣地同意も取れておりますので、判断基準上、何も問題ないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号8土田お願いします。  
堀井委員 受付番号8について、11番堀井が報告します。  
一般個人住宅ということで、隣地耕作者の同意書も添付されており、雨水は道路側溝ということで、農業用水への影響はなく、問題ないと思います。
- 議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号9下恵土お願いします。  
可児(勉)委員 受付番号9について、17番可児が報告します。  
以前ここに家がありましたが、壊して新たに孫の家を建てるということです。以前、申請地を含めて一体で埋め立てられたということで始末書が添付されておりますが、今回、一体利用で宅地にするということで、基準判定はすべてクリアされております。

議 長 菱川委員 長 菱川委員  
 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 10 今渡お願いします。  
 受付番号 10 について、8 番菱川が報告します。  
 きれいに畑として耕作されているところですが、ここに分譲住宅を建てるという申請で、これだけの農地が減るのは残念ですが、その他の上下水道などの条件はすべてクリアされていると思います。

議 長 小池委員 長 小池委員  
 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。  
 受付番号 5 番の 1 種農地の許可の例外ということでしたか、1 種農地ですが許可しても差し支えないという例外規定があるということですが、例外規定というのは、この案件についてどのように判断されたか、もう一度聞かせていただきたいと思います。

事 務 局 事務局  
 受付番号 5 の案件の立地基準判定が第 1 種農地と判断される場所ですが、先ほど説明しましたように、周辺住民の日常生活というところで必要な所ということと集落と接続という観点から、この判断基準に該当するというので、許可できるものと判断しております。  
 適用除外についてももう一度読み上げますと、周辺住民の日常生活・業務上必要な施設、集落接続で設置ということで、これが第 1 種農地の不許可の例外の許可基準に該当するという事です。以上です。

議 長 小池委員 長 小池委員  
 ありがとうございます。小池委員、よろしいですか。  
 周辺住民の生活ということですね。このケースは借受人が貸借人の息子さんということがそういうことになるのか、それ以外でもこういうケースはありますか。

事 務 局 事務局  
 親子関係ですので貸借ということになっております。住居の一団の中に農地があり、本家にあたる隣に建物がありますので、そこに新たに今回の土地を宅地にするということで貸されるものですので、例外規定に当てはまるということで、許可の対象になると思います。ほかではこういった事例はまだ第 1 種の所ではございません。

議 長 小池委員 長 小池委員  
 ありがとうございます。小池委員、どうぞ。  
 今後、勉強させていただきますが、今回のケースは親子の関係だから許可できる案件と理解してよろしいですか。たとえば、親子関係がなくて、隣の方が土地を譲り受けて、子どもの住宅を建てるといったケースはどう判断されますか。

事 務 局 事務局  
 その場合は同様かと思っておりますので、許可できるかと思っております。

議 長 小池委員 長 小池委員  
 小池委員、よろしいですか。  
 わかりました。

議 長 事務局 長 事務局  
 事務局、ありがとうございます。  
 少し加えさせていただきます。只今の第 1 種の許可の例外規程につきましては、県のほうから農地事務の手引きというものがあつて、そちらに明文化されている所を基準にさせていただいております。以上です。

議 長 事務局 長 事務局  
 ありがとうございます。他に、ご意見はございませんか。  
 【意見なしの声多数あり】

議 長 事務局 長 事務局  
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 41 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。  
 【異議なしの声多数あり】

議 長 事務局 長 事務局  
 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 5、議案第 42 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請  
 事務局 に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

議 長 議案第 42 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、  
 事務局 説明させていただきます。今回は 1 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、当初計画者の貸駐車場から譲受人が一般個人住宅建設に変更する  
 目的のため承認を求めるものです。

土地の概要は、川合字寺田、地目は田、面積は 222 m<sup>2</sup>。農振区域内の農用地区域外の  
 農地で、申請地の東側は宅地、西側は駐車場、南側は道路、北側は宅地となっております。

変更事由としましては、申請地は、貸駐車場として転用許可を受けたが、利用者がな  
 くなったため、譲受人が個人住宅を建設するとの変更であります。

農地転用許可区分は、梶の木内科医院まで 130m 及びあらい歯科医院まで 130m であ  
 ることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの  
 埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になること  
 はないと思われま。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から、  
 大澤委員 発言をお願いします。受付番号 1 川合をお願いします。

受付番号 1 について、12 番大澤が報告します。

以前駐車場として許可を取った土地ですが、駐車場の利用者がいないため、今回家を建  
 てる方に移すということで、上下水道も通っており、排水関係も道路側溝へできますの  
 で、変更されても特に問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご  
 意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。日程第 5、議案第 42 号、農地法第 5  
 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり  
 県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 6、議案第 43 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、を議題とい  
 事務局 いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 43 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。  
 今月は 2 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、大森の方が所有する畑です。

土地の概要は、大森字口洞、畑、面積は 62 m<sup>2</sup>。昭和 35 年頃から不耕作地となり山林  
 化し、現在に至る。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号 2 の案件は、下恵土の方が所有する田です。

土地の概要は、下恵土字嶋畑、田、面積は 33 m<sup>2</sup>。昭和 2 年頃から不耕作地となり原  
 野化し、現在に至る。今回、非農地申請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、説明をお願いします。受付番号1大森をお願いします。

可児(す)委員 受付番号1について、15番可児が報告します。  
下の方の道から笹とか竹藪で山林になっており、もう先代から耕作していないということで、山林化しています。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号2について、17番可児が報告します。  
とても近づけるような状態ではなく、原野化しており、農地としてはとても認められない所です。昭和2年頃から不耕作ということですので、完全に原野化しております。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。  
【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。日程第6、議案第43号、土地現況確認申請書(非農地)の承認については、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。  
【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり通知することに決しました。

議 長 日程第7、議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。  
今回の利用権の設定内容は、使用貸借6件、8,925.98㎡の集積となります。  
受付番号1から4までは、同じ借人ですので、まとめて説明させていただきます。  
貸人の久々利の方外3名と借人の今渡の法人との間での使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、久々利字一丁田外2筆、地目はすべて田、面積は合計2,843.98㎡、菅刈字薬師坂外2筆、地目はすべて畑、面積は合計3,135㎡、田畑合計5,978.98㎡、すべて再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。  
受付番号5、貸人の多治見市の方と借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、川合字梅白外1筆、地目はすべて田、面積は合計1,802㎡、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。  
受付番号6、貸人の川合の方と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、土田字大道、地目は田、面積は1,145㎡、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか。  
【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】  
異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議 長 日程第 8、議案第 45 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、  
事務局 事務局 議案第 45 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。今回は 6 月 1 日から 6 月 30 日までに受理した 11 件の案件について報告させていただきます。

土田の方外 10 名からの届出の案件は、田 22 筆、面積は合計 13,802.66㎡、畑 20 筆、面積は合計 3,622㎡、総合計 42 筆、総面積は合計 17,424.66㎡です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】  
ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 27 年第 7 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。